平成２７年（フ）第１７６１号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目１番408号
破産者　酒川　義文
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８８５号
名古屋市名東区新宿１丁目250番地の１　セジューネオオクラ302号
破産者　野中　智裕
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１０号
名古屋市東区橦木町１丁目15番地　橦木ビル502号
破産者　北山　誠司
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５０号
名古屋市瑞穂区浮島町11番５号　浮島マンション506号、従前の住所名古屋市瑞穂区浮島町11番５号　浮島マンション28号
破産者　山内　夏子（旧姓津川）
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９１号
愛知県清須市下河原1034番地　県営新川住宅２棟404号、住民票上の住所名古屋市西区香呑町３丁目28番地　ＣＩＴＹ萬灯402号
破産者　都築　央稔
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６６号
名古屋市東区筒井２丁目４番24号　クレール車道304号、従前の住所名古屋市昭和区御器所通１丁目24番地の１　プレミアシティ御器所601号
破産者　風間　里奈
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１９５号
大阪市鶴見区放出東３丁目９番20号
破産者　今中喜美子
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２６７号
大阪市城東区鴫野西１丁目３番27号
破産者　佐和義男こと　金　　義男
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３４２号
大阪府箕面市粟生間谷東５丁目15番21号　セルティアＢ棟104号、住民票上の住所大阪府箕面市如意谷２丁目８番30号（101号）
破産者　大野　恵美
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４１１号
大阪市城東区永田３丁目２番25号　フェアニッキーマンション南棟505号室、開始決定時大阪市淀川区木川西４丁目４番16号　メイウール木川中里807号室、住民票上の住所大阪市此花区高見３丁目13番12号
破産者　森　　**廣**志
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８８号
大阪府大阪市生野区中川２丁目15―18　株式会社魚輝水産内、開始決定時大阪市都島区友渕町１丁目５番３―612号
破産者　島田　好勝
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２８号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目８番10号
破産者　藤澤　弘基
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６８号
大阪府阪南市尾崎町８―22―５（加藤方）、住民票上の住所大阪府寝屋川市豊里町１番２号（302号）
破産者　浅野　真司
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０５号
大阪市東成区深江北２丁目４番33号　ルート深江橋マンション701号
破産者　安原　　裕
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５７５号
三重県名張市つつじが丘南１番町84番地
破産者　近藤　　茂
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２８号
大阪市平野区喜連２―５―87　ラシーヌ喜連405号室、住民票上の住所大阪市平野区背戸口２丁目10番１号　メルベーユ平野203（前住所）福岡県八女郡広川町大字一條27番地２
破産者　金立工業こと　金立　雄気
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１００２号
大阪府東大阪市七軒家19番６号　201
破産者　浅野　哲也
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部